

千葉県自転車等駐車対策協議会運営要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第18条第9項に規定する千葉県自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の招集)

- 第2条 協議会を招集するには、原則、会議開会日の5日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を委員に通知しなければならない。

(委員の参集)

- 第3条 前条の通知を受けた委員は、指定された日時に指定された場所に参集するものとする。ただし、委員本人が参集できない場合は、委員が委任した代理人の出席で委員が出席したものとみなす。
- 2 委員または前項で委任を受けた代理人は、会議の当日、事故により出席できないとき又は開会時刻に遅れて出席するときは、その旨をあらかじめ会長に連絡しなければならない。

(会長及び副会長の互選)

- 第4条 会長及び副会長は市長による委嘱後、初めて開催される協議会において定めるものとする。

(重要事項)

- 第5条 調査審議を行う重要事項は次の各号に定めるところによる。
- (1) 指定自転車駐車場の新設、廃止及び収容台数に大幅な変更を要する改修。
 - (2) 整理に要する費用の変更。ただし、規則第13条に関するものは除く。
 - (3) 自転車等以外の車両等の駐車ができる自転車駐車場への変更。
 - (4) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第7条第1項に規定する自転車等の駐車対策に関する総合計画に関わること。
 - (5) 千葉県自転車等の放置防止に関する条例（以下「条例」という。）及び規則の改廃に関すること。ただし、規則第13条に関するものは除く。
 - (6) その他自転車駐車場の管理運営方法の変更に関すること。
 - (7) 協議会の運営に関すること。

(議案の説明)

- 第6条 建設局道路部自転車政策課は、協議会の会議に出席し、議案について説明を行うものとする。

(発言)

- 第7条 委員が発言するときは、会長の許可を受けなければならないものとする。

(議事の整理)

第8条 会長は、会議の開会及び閉会を宣言し、会議の順序を定め、議事を整理する。

(採決の宣言)

第9条 会長は、採決しようとするときは、その旨を宣言する。

(採決)

第10条 議案の採決は、原則として挙手により決する。

(議事録)

第11条 会長は、協議会の会議ごとにその議事録を作成し、会長が予め指名した出席委員2名以上とともに署名押印する。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 出席者(委員及び委員以外)
- (4) 議題
- (5) 議事の概要
- (6) その他会長が必要と認める事項

(委員の交代)

第12条 委員が、人事異動や役員改選等により、条例第19条第3項各号の定めに該当しなくなった場合は、速やかに市長に報告を行う。

2 前項に該当する報告をする時は補欠の議員を推薦することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会において定める。

附則

この要綱は、平成29年12月20日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。